

事業者の感染症対策に関する説明会 主なポイント

開催日時：令和4年（2022年）11月29日（火）18：00～19：40

場所：白馬村役場 2階 201・202会議室

■ ■ 村長あいさつ

- 11月に入り、感染者数は急激に増加しており、これから迎えるスキーシーズンには更なる感染拡大が見込まれる。
- 外国人観光客の受入は3年ぶりであること、以前に問題になっていたマナーに関することに加えて、この冬は感染不安が高まることが想定されるため、十分な感染症対策が求められる。
- 受入再開にあたっては、住民、事業者、従業員、観光客の感染症や医療に関する不安を解消する、感染症対策を徹底させる、快適な生活環境と滞在環境を確保するといった視点が必要である。
- 本会議では、国や県の定める感染症対策に関する情報を正確に伝え、村内事業者にそれを徹底させることを第一の目的とし、これにより住民、事業者、従業員、観光客にとって安全・安心なスノーリゾートを形成し、インバウンドを含めた観光産業の回復・再生の第一歩を踏み出す。

■ ■ オーストラリア大使館からのメッセージ

- 説明者（Web参加）：トム・ウィルソン広報参事官、ステファニー・ポドゴロニック領事
- 大使館では、オーストラリアから海外へ旅行する者に対して、旅行前にチェックして欲しい情報をSNSやWebを用いて定期的に発信している。
 - 発信している情報は、医薬品や国際運転免許、旅行保険に関するもののほか、特に日本への旅行者に対しては、オーストラリアとの感染対策の違いを伝え、日本の感染対策に従うこと、マスク着用の重要性を伝えている。
 - オーストラリア人は白馬のことがとても好きで、旅行することをとても楽しみにしている。

■ ■ 説明事項

■ 感染症に関する全般的事項 ※資料1

説明者：大町保健福祉事務所 所長 加藤 浩康

- 白馬村の新型コロナウイルス感染症に対する医療資源は非常に脆弱である。
- 大町総合病院の入院患者は、要請病床（15床）を上回っており、これ以上の入院患者の受入は困難である（他圏域でも同様な状況）。

- オミクロンの重症化リスクは低く、ハイリスク以外は自己検査・登録センターへの登録・自宅療養を推奨している。
 - 陽性が判明した場合は行動自粛となり、療養場所が原則自宅となるため、旅行者が陽性判明した場合は、今宿泊しているホテル・旅館で療養することとなる。
 - 従業員はワクチン接種を推奨するとともに、健康観察を徹底する。多忙時であっても発熱・咽頭痛の場合は出勤させないことで、感染拡大を防止する。また、不特定多数との接触を避けるような呼びかけも行うこと。
 - 寮等に居住させている従業員が陽性になった場合は寮等での療養となるので、隔離場所の確保、解熱・鎮痛剤の事前準備が必要である。また、医療機関への受診抑制のため抗原定性検査キット※の事前準備を推奨する。
- ※村では、従業員の早期陽性確認と事業所内感染拡大の防止を目的に抗原定性検査キットの備蓄による検査体制強化事業を実施、12月下旬には抗原定性検査キットの準備が整うので、必要に応じて事業者へ提供する。
- ホテル等滞在中の旅行者に陽性が判明した場合、当該ホテル等で療養せざるを得ないため、隔離場所の確保が必要である。

■ 基本的な感染症対策とワクチン接種について ※資料5

説明者：白馬村役場 健康福祉課 課長 松澤 孝行

- マスクの着用については、国と県の指針に基づいてメリハリのある行動を観光客も含めお願いしている
- オミクロン株対応のワクチン接種が始まっている。季節性インフルエンザとの同時流行も懸念させているので、速やかな接種を積極的に検討して欲しい。

■ 外国人観光客の有症状の場合の対応 ※資料2

説明者：長野県 観光部 観光誘客課 国際観光推進室 課長補佐 小林 庸典

- 日本における訪日外国人の病気相談窓口については、受信相談センター（24時間）が基本であるが、新型コロナ多言語コールセンターも設置している。相談にあたっては、宿泊事業者のサポートをお願いしたい。
- 訪日外国人旅行者に発熱等の症状がある場合の対応フロー
→添付の「訪日外国人旅行者に発熱の症状がある場合の対応フロー」参照
- 今後「外国人旅行者の方向け旅行中に発熱などの症状が現れた方へ」と新型コロナウイルス感染症と診断された方への「宿泊事業者にお渡しするのでチェックインの際に説明と配布をお願いしたい。」

■ 感染防止対策の周知 ※資料3

説明者：白馬村役場 観光課 課長 太田 雄介

○訪日外国人に対して目で見ても誰でも理解できる内容の「感染防止対策ムービー」を作成し、白馬に入ってくる交通機関やホテルのTV等で繰り返し流すことにより周知を図りたい。

■ マナー条例の周知 ※資料3

説明者：白馬村役場 総務課 課長補佐 鈴木 広章

○「感染防止対策ムービー」の中で、感染防止対策と一緒にマナーに関することを周知していきたい。

■■ 村長指示

→添付の村長指示(PDF ファイル:131.1KB)をご確認ください。

■■ 出席者からの発言

【医師より】

- ・村内医療機関では、コロナと疑われる方の病院内への入場を制限しており、車の中で待機となる。宿泊事業者の方は診療が終了するまでサポートをお願いしたい。
- ・コロナと疑われるお客様が出た場合は、かかりつけの医療機関に相談してほしい。
- ・熱が出てある程度(24時間)経過しないと、陽性反応が出ない。
- ・医療機関の中でもマスクの着用をお願いしたい。

【保健所より】

- ・重症な場合は救急車の利用も可能である。
- ・注意いただきたいのは文化の違い等で軽症でも救急車を呼ぶケースがあるので注意いただきたい。

【索道】

- ・本日の会議内容を各索道会社へ周知したい。
- ・レストラン等の施設の中では、お客様のストレスのないよう伝えていきたい。

【宿泊関係(観光協会)】

- ・陽性者を宿泊施設で待機させている場合、待機期間中に帰りのフライト日になってしまった場合の対応はどうすればよいか。
→あくまでもお願いの範疇で法的拘束力はない。本人の意思(モラル)に従うことになる。
- ・宿泊施設でも空き部屋を用意するなどの対応をする予定だが、行政のバックアップもお願いしたい。
- ・国や県や村のチラシや告知物に「推奨」という言葉が多く使われているが、外国人には伝わらない。今後の制作物からは「YesかNo」と記載してほしい。